

毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業（足立区の周囲を桜並木でつなげて、区民から愛される桜並木を整備する事業をいう。以下同じ。）に活用するため、区民等からの寄附を足立区寄附金取扱要綱（平成21年4月1日 21足政財発第23号。以下「区寄附金要綱」という。）に基づく緑の基金積立金（以下「緑の基金」という。）として受け入れることについて、区寄附金要綱に定めるもののほか必要な事項を定め、もって地域住民と共に新しい区内の桜の名所をつくることに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「桜」とは、前条の毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業の目的に賛同する人々の善意（寄附）により、緑の基金を活用し、区が指定する場所に植樹する河津桜をいう。

2 この要綱において「寄附者」とは、桜の植樹等に要する費用の一部として、2,000円以上の寄附を区に行い、区と共に桜の成長を見守ろうとする個人、企業又は団体をいう。

(所有権)

第3条 桜、桜に付随する支柱、河津桜配置案内板その他関係する物品等の所有権は、区に属するものとする。

(申込み手続等)

第4条 寄附者になろうとするもの（以下「申込者」という。）は、毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業寄附申込書（第1号様式）を提出すること又は区のホームページ（インターネット）による申込により、区長に申し込むものとする。

(寄附者・河津桜配置案内板記載者の認定等)

第5条 区長は、前条による申込みを受けた場合は、申込者が区寄附金要綱第5条各号に該当しないこと及び寄附申込書の河津桜配置案内板への記載内容が次条第1項の要件を満たすものであるか（寄附を20,000円以上行ったものが河津桜配置案内板にメッセージ、氏名、団体名等の記載を希望した場合に限る。）、確認を行う。

2 区長は、前項の規定による確認後、その要件を満たす申込者を寄附者又は河津桜配置案内板記載候補者（寄附者であって20,000円以上の寄附を区に行い、かつ、河津桜配置案内板へ当該寄附者のメッセージ、氏名、団体名等の記載を希望したものをいう。以下同じ。）とする。

3 区長は、寄附者又は河津桜配置案内板記載候補者から所定の寄附額の納付が確認されたときは、その個人、企業又は団体を寄附者又は河津桜配置案内板記載候補者として認定し、毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業寄附者・河津桜配置案内板記

載認定通知書兼寄附金納付確認書（第2号様式）により、通知するものとする。

4 区長は、前項により認定した河津桜配置案内板記載候補者のメッセージ、氏名、団体名等を記した河津桜配置案内板を現地に設置するものとする。

（河津桜配置案内板の管理等）

第6条 区長は、河津桜配置案内板記載候補者の申出により、前条第3項により認定した寄附者のメッセージ、氏名、団体名等を記載できるものとする。ただし、次に掲げるものは、記載できないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する業種の名称

(2) 商品名、キャッチコピー等、特定の品物の呼称又は政治、宗教を連想させる呼称等

(3) 品位にかける表現、個人・団体に対する誹謗・中傷した広告に類する表現が含まれていると判断されるもの

(4) その他、区長が当該植樹場所の景観又はイメージにそぐわないと判断するもの

2 前項の規定にかかわらず、寄附の募集期間において、同一人又は同一の団体から重複して20,000円以上の寄附があった場合における河津桜配置案内板への寄附者のメッセージ、氏名、団体名等の記載は、1件に限るものとする。

3 区長は、河津桜配置案内板の設置期間中において、河津桜配置案内板の適正な掲示及び管理に努めるものとする。

（桜樹の管理等）

第7条 区長は、枝の剪定、害虫の駆除その他桜の適切な成長管理に努めるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市建設部長が別に定める。

付 則（31足発第4758号 令和2年3月30日 区長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業 寄附申込書

(提出先)
足立区長

住所又は
所在地

氏名又は
団体名等

連絡先
電話番号

私は、毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業の趣旨に賛同し、同事業の寄附者として、別途寄附金を納付の上、下記のとおり申し込みます。

記

■寄附額

円

※本事業への寄附額は、**2,000円以上**となります。
※桜及び桜に付随する支柱、河津桜配置案内板その他関係する物品の所有権は、足立区に属します。

■5,000円以上をご寄附いただいた方

お名前・金額の区ホームページへの掲載について、希望される番号を○で囲ってください(足立区寄附金取扱要綱第8条第1項)。

1. 名前・金額ともに公表することに同意します。
2. 名前のみ公表することに同意します。
3. 公表は希望しません。

お名前を掲載する場合は、本申込書に記載いただいた「氏名又は団体名等」を使用させていただきます。

■20,000円以上をご寄附いただいた方

現地に設置する桜配置案内板にお名前やメッセージを掲載できます(30文字以内)。
希望される方は、ご記入ください。

※メッセージ、氏名、団体名等〈30文字以内〉

※公序良俗に反するとみなされる記載事項等は受け付けられませんので、ご注意ください(毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業実施要綱第6条)。

毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業
寄附者・河津桜配置案内板記載認定通知書兼寄附金納付確認書

住所又は
所在地 _____
氏名又は
団体名等 _____ 様

足立区長

この度は、毛長川緑地・綾瀬川緑地の桜つつみ整備事業への寄附金を納付いただき、
誠にありがとうございます。
貴方様を河津桜の（ 寄附者 ・ 桜配置案内板記載者 ）として、下記のとおり認定いた
します。

記

- 1 河津桜寄附者・河津桜配置案内板記載者の氏名、名称等
- 2 認定したメッセージ、氏名、団体名等（河津桜配置案内板への記載を希望した方のみ）

3 留意事項

河津桜、桜に付随する支柱、河津桜配置案内板その他関係する物品の所有権は、
足立区に属します。